

＜人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助事業運営協議会＞

報告：木村浩美

開催：H30.12.5 19:00～20:30

場所：熊本かがやきの森支援学校

内容：1) 県教育委員会から

事業の改正説明＝派遣事業所を医療機関（訪問看護ステーションを含む）とし、事業名も訪問看護師利用から看護師利用へ変更となる。

補助限度額＝210万円へ

年間利用回数＝200回を上限

2) 医療機関から

緒方医師：親の負担を軽減するには5回/週の利用が望ましい。カフマシンの利用が効果的なので今後も検討したい。人工呼吸器を付けた児童が普通学校へ通う制度の逆転現象がある。特別支援学校も取り組みの見直しが必要。

近藤医師：親の負担軽減策としては緒方医師に賛成

小篠医師：ほほえみ事業の内容が古くて堅苦しい。医療的ケア児の形も変わり、ケアも変化している。個々の医療的ケア児の状態に合わせる取組が必要。

3) 訪問看護ステーションとして

事業としては、親のヘルプとして必要である。ただ、保険外の事業であるだけに協力するステーションの負担も大きい。そのため複数の事業所が協力し合う仕組みは必要。また、対象となる児の要件が曖昧に感じる。日中短時間の装着が必要だったり、時々装着が必要なこどももいる為、枠の拡大を検討してほしい。

（意見交換）

医師より～「日中の人工呼吸器の利用」という条件に縛られて、医師が親のことを思い昼間の呼吸器使用を渋っているケースもある。子供にとっては宜しくないことだと思うので、そういったことも考慮してほしい。

参加者全員～せっかく立ち上げた事業なので終わらせないようにしたい。利用しやすく子どもや親に喜ばれる事業へと改善してほしい。

本年度で、利用対象児童生徒はいなくなるが、将来利用しそうな対象児はいる。